

11月9日 ~ 11月15日

秋の火災予防運動実施中



住宅用火災警報器の設置は義務です!



住宅用火災警報器は、火災による死者をなくすための切り札として、消防法の改正により、塩釜地区消防事務組合火災予防条例が改正され、**すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務**付けられています。

当消防本部では、普及促進に向けて様々な取り組みを行っております。その一つとして、個別訪問による住宅用火災警報器の設置率調査を行っております。

令和2年7月現在の調査結果は下表のとおりで、消防本部（塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町）の設置率は全国平均を上回っているものの、宮城県内においては他の消防本部と比較すると最下位となっております。

住宅用火災警報器の設置率調査結果

令和2年7月1日現在

	設置率 (※1)	条例適合率 (※2)
塩釜地区消防事務組合 消防本部	86.5%	79.4%
宮城県	92.1%	69.1%
全国平均	82.6%	68.3%

※1 「設置率」とは、火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合です。

※2 「条例適合率」とは、火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合です。

このような状況を改善するため消防本部では、住宅用火災警報器の設置に関し**重要な3つのポイント**を推し進めるため住宅用火災警報器の**設置促進「step1・2・3」運動**を展開しております。

住宅用火災警報器
Fire Alarm



ここが重要!
3つのポイント

住宅用火災警報器

火災から大切な命と財産を守ろう!!

Step1
設置

住宅用火災警報器の設置は
全ての住宅に義務化
されています

Step2
点検

住宅用火災警報器の電
池切れ、故障は簡単
にチェックできます

Step3
交換

住宅用火災警報器は設
置から10年が交換
の目安です

Step1
設置

住宅用火災警報器の設置は
全ての住宅に義務化さ
れています。

住宅用火災警報器

設置は適正な場所に!!



住宅用火災警報器とは?

火災により発生する熱又は煙を自動的に感知して、ブザー音や音声により火災の発生をいち早く知らせ避難をうながす器具です。

取り付けが簡単な電池式と配線工事やコンセントが必要な交流電源式の2種類があります。



煙式
電池式



熱式
電池式



連動型
煙式
電池式



火災・ガス
複合型
熱式
電池式

住宅用火災警報器には、国の定める技術上の規格があり、その規格に適合する製品には合格の表示がされています。

平成26年4月1日以降から、下記の適合表示が付された製品が検定制度による適合品として販売設置されています。

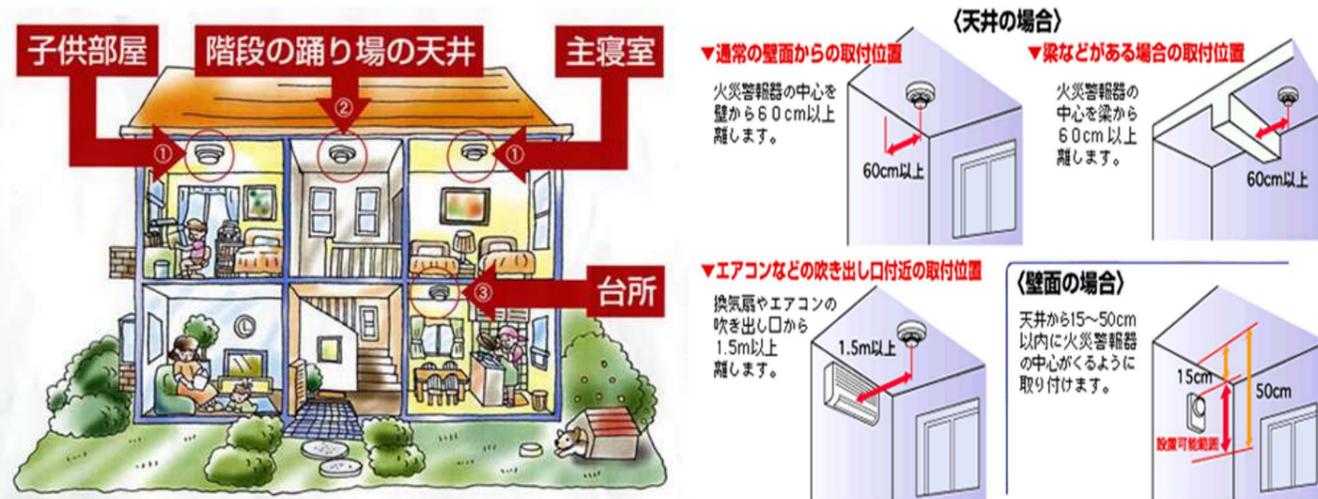
また、火災を感知した火災警報器だけの警報音が鳴る**単独型**と設置されている全ての火災警報器が鳴る**連動型**があります。『**連動型の住警器**は、1か所の警報器が作動した場合すべての警報器から警報音が鳴動するため、出火室以外にいる居住者をはじめ、近隣住民や通行人などが火災に気づく機会が増え、より一層の火災の**早期発見**と**被害軽減につながる**と考えられます。』

※ 消防本部では、**連動型の住宅用火災警報器の設置を推奨**しています。
10年経過したなら**連動型に!!**



どの部屋に設置するの？

取り付ける場所は、**寝室に供される居室全てと、2階以上に寝室がある場合の階段室、台所**です。



どのようなものを選べばいいの？

煙式と熱式がありますが、**煙式**を選んでください。火災の発見をいち早く知るためには、**煙式が有効です**。台所も煙式ですが、台所が狭くどの場所も煙又は蒸気が滞留するときは、熱式の住宅用火災警報器を選んでください。**(煙式は煙が出た階段で警報音が鳴り出すのに対し、熱式は炎が上がってからでないで警報音はなりません！)**

住宅用火災警報器
Fire Alarm



Step2 点検

住宅用火災警報器の電池切れ、故障は**簡単**にチェックできます

住宅用火災警報器

点検も忘れずに！！

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

点検方法は、通常時に本体から下がっているひもを引くかボタンを押したとき、警報音若しくは音声か鳴れば正常です。また、定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。また、警報音はウェブで確認することができます。



Step3 交換

住宅用火災警報器は設置から**10年**が交換の目安です

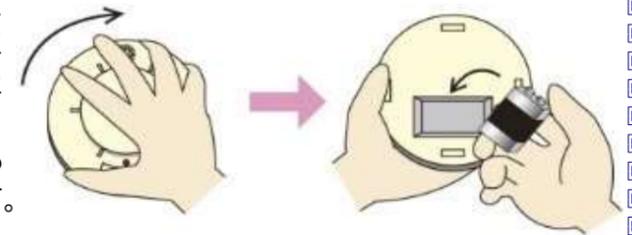
住宅用火災警報器

10年を目安に交換しましょう！！



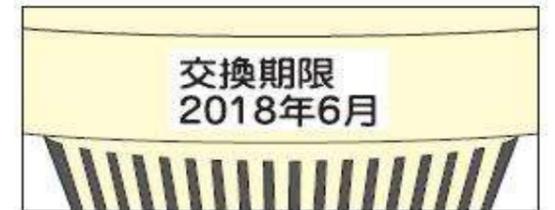
電池交換を忘れずに！

電池式の住宅用火災警報器は、電池寿命が近づくと音や光で交換時期を知らせてくれますので、速やかに新しい電池に交換してください。電池切れと判明した警報器が、設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。



いつまで使えるの？

住宅用火災警報器は、概ね10年で機器ごと交換が必要です。(一部5年のものがあります。) 本体に自動試験機能付きの文字か有効期限のいずれかが表示されています。



悪質な訪問販売にご注意！

消防署が住宅用火災警報器を販売したりすることはありません。

住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンターなどで購入し、自分で取り付けが可能です。住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリングオフ制度の対象で、契約日を含め8日間は契約の解除が認められます。クーリングオフ制度の詳細内容や悪質訪問販売に関しては、宮城県消費者生活センターにお問い合わせください。

塩釜地区消防事務組合消防本部

予 防 課 電話 361-1619
多賀城消防署 電話 366-0177
七ヶ浜消防署 電話 357-4349
西部出張所 電話 368-1313

塩釜消防署 電話 361-1634
松島消防署 電話 354-4226
利府消防署 電話 356-2251

